

件名	市長からの意見聴取（市長等の退職手当の特例に関する条例）について
提案理由	<p>市長等の退職手当の特例に関する条例について、令和5年第3回市議会臨時会に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。</p> <p>本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年6月14日、教育長において臨時に代理したので報告するもの。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 制定の趣旨及び内容</p> <p>市長の現任期中に任命された教育長の退職手当の額について、市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号）に規定する額から100分の50に相当する額を減額する特例措置を講ずることとし、本条例を定めるものであること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行すること。</p>
備考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</li> <li><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により異議がないものとして回答済である。）</li> </ul>

報告第21号

市長からの意見聴取（市長等の退職手当の特例に関する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとすることについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年6月14日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和5年7月14日

堺市教育委員会

教育長 粟井 明彦

## 市長等の退職手当の特例に関する条例

### (市長の退職手当の特例)

第1条 令和5年6月9日現在において市長の職にあった者（以下「市長」という。）に対する同日を含む任期（以下「現任期」という。）に係る退職手当は、市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号。以下「市長等退職手当条例」という。）第2条及び第3条の規定にかかわらず、支給しない。

### (副市長等の退職手当の額に係る特例)

第2条 市長の現任期中において副市長若しくは常勤の監査委員に選任され、又は教育長に任命された者に対する退職手当（当該選任又は任命に係る任期に係るものに限る。）の額は、市長等退職手当条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

### (上下水道事業管理者の退職手当の額に係る特例)

第3条 市長の現任期中において上下水道事業管理者に任命された者（当該任命の際堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号。以下「職員退職手当条例」という。）第18条に規定する退職手当の不支給の適用を受けた者を除く。）に対する退職手当（当該任命に係る任期に係るものに限る。）の額は、職員退職手当条例の規定にかかわらず、職員退職手当条例の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

### (市長等の退職手当の特例に関する条例の廃止)

- 市長等の退職手当の特例に関する条例（令和5年条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

### (経過措置)

- この条例の施行の日において副市長、常勤の監査委員、教育長又は上下水道事業管理者の職にある者に対する退職手当（同日を含む任期に係るものに限る。）については、旧条例第2条から第4条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(説明資料)

## 市長等の退職手当の特例に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

市長の現任期に係る退職手当並びに市長の現任期中に選任された副市長及び常勤の監査委員並びに任命された教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、次のとおり特例措置を定めることとし、本条例を制定するものであること。

- (1) 市長の現任期に係る退職手当については、特例として支給しないこととするもの
- (2) 副市長、常勤の監査委員、教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、特例として次のとおり規定するもの
  - ア 市長の現任期中に選任され、又は任命された副市長、常勤の監査委員及び教育長に対する退職手当の額については、市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号）に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの
  - イ 市長の現任期中に任命された上下水道事業管理者に対する退職手当の額については、堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの
- (3) 市長等の退職手当の特例に関する条例（令和5年条例第15号）を廃止するもの

### 2 施行期日

公布の日から施行すること。